

# 令和7年度『歳末たすけあい運動』校区民児協活動助成事業要領

## (主旨)

この活動助成は、12月1日から実施する『歳末たすけあい運動』を原資として、近年希薄となった地域住民同士の結び付きの重要性の理解を深め、誰もが安心して暮らすことができるよりよい地域社会の形成のため、また住民の福祉意識の向上を目的とした校区民児協の活動を助成することを目的とします。

## (対象団体)

富田林市内の各小学校区民生委員児童委員協議会

## (対象事業)

- ① 各小学校区内において、地域福祉の推進を目的とした活動で校区民児協が主催又は共催で実施する活動。

(例) 独居高齢者を対象とした食事会・遠足、高齢者と小学生の交流活動、ボランティア講座、車椅子体験、福祉マップづくり、独居高齢者対象の見舞品配布等、地域のつながりや住民の福祉意識の向上に努める活動。

- ② 上記の活動で、令和7年12月1日～令和8年8月末日までに実施する活動。

## (対象外となる事業)

- ・校区民児協が主催及び共催とならない行事・事業
- ・営利を目的とする行事
- ・備品のみの購入
- ・現金や商品券による個別配分
- ・校区民児協より福祉委員会等地域の諸団体への助成（二次助成）  
※他団体との共催の場合は必ず別会計での実施をお願いします。
- ・その他、地域福祉の向上にふさわしくないと当会が判断する行事や活動。

## (助成金)

- ① 募金額を加味し、1小学校区に対し、上限を90,000円とするが、募金実績に基づく配分予算内とするため申請満額を配分出来ないこともある。
- ② 助成金の交付は概ね令和8年1月25日以降に行う。
- ③ 助成金交付後、支出額が助成金額に満たない場合は返金いただきます。

## (申請方法)

令和7年度歳末たすけあい運動校区民児協活動助成の主旨に賛同し、助成を希望する校区民児協は令和7年11月4日（火）までに申請書及び計画書を富田林地区募金会に提出すること。

**(決定通知)**

申請書類等を精査の上、本会が認めた場合、助成決定通知書を交付するものとする。

**(活動報告)**

活動終了後、速やかに活動報告書を提出するものとし、最終提出期限は令和8年9月末日までとする。

**(その他)**

『歳末たすけあい運動』の助成による実施事業であることを明確に周知し（案内文、チラシ等）、証拠及び領収書の写しを報告書に添付し提出すること。